

# 業務指示書

## ベトナム国日越友好病院（チョーライ第二病院）整備事業詳細設計調査【有償勘定技術支援】

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月5日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年8月10日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

#### 1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：病院の詳細設計調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/プロジェクト管理/病院建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：プロジェクト管理/建築計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 病院建築設計】

- 1) 類似業務の経験：病院建築設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 病院運営】

- 1) 類似業務の経験：病院運営に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 構造設計】

- 1) 類似業務の経験：構造設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 病院情報通信技術】

- 1) 類似業務の経験：病院情報通信技術に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年8月28日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき

- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含まず。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
「第3 業務実施上の条件 4. 現地再委託」における以下の自然条件調査に係る経費は、現地再委託又は本体契約の直営実施のいずれによる場合に関わらず別見積りとする。（ただし、本体契約の直営実施の場合には直接人件費、その他原価及び一般管理費の別見積り計上は認めない。）
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0056 円 , US\$1 = 122.74 円 , EUR1 = 136.19 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 9月 7日(月) ~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。

a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。

b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/プロジェクト管理/病院建築計画  
病院建築設計  
病院運営  
構造設計  
病院情報通信技術

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

93.92 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月17日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

##### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

##### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

##### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨



(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

#### 8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以 上

プロポーザル評価表

ベトナム国日越友好病院（チョーライ第二病院）整備事業詳細設計調査【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(22.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/プロジェクト管理/病院建築計画	(18.00)	( 8.00)
ア) 類似業務の経験	7.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	3.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 4.00)	( 6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	4.00	4.00
シ) 業務管理体制	-	2.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 病院建築設計	( 7.00)	
ア) 類似業務の経験	3.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	1.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 病院運営	( 7.00)	
ア) 類似業務の経験	3.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	1.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 構造設計	( 7.00)	
ア) 類似業務の経験	4.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(5) 業務従事者の経験・能力： 病院情報通信技術	( 7.00)	
ア) 類似業務の経験	4.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
総合評点	[ 100.00]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

ベトナム政府投資計画省は、ドイモイ路線を引き継ぐ第3次十年(2011~2020年)総合社会経済計画の中で、保健医療セクターの開発に関して、全ての国民に質の高い医療へのアクセスを可能にすることを掲げ、このためにハノイ市、ホーチミン市及びその他の地域において高次の専門病院を新規に複数建設すること、大病院の過度な負担を早期に改善することなどを目標に掲げている。

しかしながら、第一次、第二次レベルの医療機関の多くは施設・機材が不十分であるほか、医療従事者も質・量ともに不足している。この結果、第一次、第二次レベルの医療機関に対する患者の信頼が低く、第三次レベルの医療機関に患者が過度に集中し、都市部の一部病院においては150%以上の病床稼働率となるなど機能不全が生じている。本業務の対象であるホーチミン市に位置する第三次レベルのチョーライ病院は、保健省直轄の3大トップリファラル病院の一つであるが、計画病床数1,800床に対して、実際には簡易ベッド等により約2,500床が稼働しているなど、患者集中による過負荷が著しい状態にあり、この緩和と医療サービスの改善が喫緊の課題となっている。

かかる状況を踏まえ、2013年1月に行われた日越首脳会談において、ベトナム政府より我が国政府に対して、チョーライ病院の過負荷解消を目的とした第二病院建設に係る支援の要望があった。これを受け、JICAは、同病院整備(建築・設備・機材)による病床数拡充、診療・運営機能強化、下位病院向け指導機能強化等を通じたベトナム南部地域の医療サービス向上を目的とし、円借款による同病院の施設整備支援にかかる準備調査を実施した。この結果を受け、ベトナム政府より、2015年4月に「日越友好病院(チョーライ第二病院)整備事業」(以下、本円借款事業)への要請があった。なお、本件円借款事業とあわせ、有償勘定技術支援等による我が国の知見を活かした同病院の運営支援にかかる技術協力プロジェクトも検討中である。主な内容は、医療サービスの質の改善、リファラル強化(下位病院強化)、予防医療の促進、安全な医療、効率的・持続的な経営等。

本詳細設計調査の業務(以下、本業務)では、有償勘定技術支援によりJICAが雇用するコンサルタント(以下、コンサルタント)により、病院施設建設にかかる基本設計(Basic Design:以下、B/D)・実施設計(Detailed Design:以下、D/D)・入札図書作成、高度医療に対応した医療機器の選定、物品管理システム、ICTシステムの構築にかかるコンサルティング・サービスを実施するものである。

### 2. 円借款事業の概要

本円借款事業の概要は以下のとおり。

(1) 事業名：日越友好病院(チョーライ第二病院)整備事業

英語名：Cho Ray Vietnam-Japan Friendship Hospital Development Project

(2) E/N締結、L/A署名日：2015年9月(予定)

(3) 事業内容：ホーチミン市ビンチャン郡レミンシャン工業団地第3地区に「日越友好病院(チョーライ第二病院)」を建設するもの。

#### 1) 病院施設建設

病院棟(鉄筋コンクリート造、地上10階建て、現場造成杭相当)、  
外構施設：給排水処理施設(受水槽、浄化槽、放射性排水・化学排水処理施設)、緑地、駐車場、電気、通信、空調、給排水衛生、昇降機・搬送設備

- 2) 医療機器整備
- 3) 医療情報システム (ICT) 整備
- 4) コンサルティング・サービス(入札補助、施工監理、病院運営、医療機器・ICT 運用強化、物品管理システム整備等)

※なお、病院土地の造成は本円借款事業の対象外であり、ベトナム側が費用負担のうえ実施する予定。

- (4) 病院概要： 1) 病床数：1,000床  
 2) 延床面積：約 90,000m<sup>2</sup>  
 3) 建築面積：約 22,000m<sup>2</sup>  
 4) 構造：鉄筋コンクリート  
 5) 地上 10 階  
 6) 事業部：管理部、人材部、企画部、看護部、財務会計部等 13 部門  
 7) 診療部門：33 診療科（総合病院。但し、産婦人科、小児科を除く）
- (5) 事業対象地域：ホーチミン市ビンチャン郡
- (6) 事業実施機関及びカウンターパート機関：チョーライ病院 (Cho Ray Hospital、以下、CRH)
- (7) 円借款事業対象パッケージ：病院建物・医療情報システム、医療機器、入札補助・施工監理に係るコンサルティング・サービス
- (8) 事業費規模：約 334.42 億円(うち円借款総額は約 286.12 億円)
- (9) 事業スケジュール：開院までの事業の全体スケジュールは以下のとおり(予定)。

暦年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
① 詳細設計(有償勘定技術支援)	10月		4月					
② 入札補助・施工監理コンサルタント選定	10月	9月						
③ コンサルティング・サービス			3月			10月		
④ コントラクター入札(建築・設備パッケージ)			3月	4月				
⑤ コントラクター入札 (ICT パッケージ)			9月	10月				
⑥ コントラクター入札 (医療機器)				5月	6月			
⑦ 建設工事・医療機器・ICT 設置				5月	6月	5月		
⑧ 附帯技術協力		1月(仮)						5月(仮)

▲は完成。点線は試運転期間。斜線は保証期間。

### 3. 本業務の目的

本円借款事業の対象となる日越友好病院(チョーライ第二病院)(以下、CR-VJH)の施設建設、医療機器、医療情報システム、物品管理(Supply Processing Distribution。以下、SPD)システム、病院運営システムの整備のための最適な施工計画等を検討し、B/D 及び D/D 業務を行うとともに、入札図書(案)を作成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、本円借款事業の B/D 及び D/D を実施するとともに、入札図書(案)を作成

し、最終的に CRH の承認を得たものを報告書にとりまとめ、JICA 及び CRH に提出する。  
コンサルタントは、「3.業務の目的」を達成するために、「6.業務内容」に示す内容の業務を実施し、業務期間内に「7.成果品」に示す報告書等を作成して JICA 及び CRH に提出する。

また、予算額等を踏まえたうえで、求められる施設・機材等の品質・性能等を明確にし、右を確保するために必要な条件等を設計図書に明確に示すこと。

具体的記載のない事項及び本指示書の内容によりがたい場合は、CRH と十分協議して決定すること。本業務に先立って JICA-ベトナム政府間で締結された合意文書（以下、M/D）記載の合意事項を変更する場合は CRH 及び JICA と協議し、双方の了解を得ること。

## 5. 業務実施上の留意点

### 5-1 B/D の定義

本業務では、以下の業務を B/D と定義する。詳細は 6 章に記載。

- (1) 基本的な条件を整理し、基本方針及び基本仕様を策定。
- (2) 建築・設備部分については、平成 21 年度国交省告示第 15 号記載の基本設計に関する標準業務。但し、「建築確認申請」は、ベトナムの法令に合わせるために「建築許可取得」と読み替える。また、「建築許可申請図書の作成」を含める。
- (3) 建築・設備部分以外については、建築計画と整合性のある医療機器マスターリスト、設計条件の設定、医療機器・ICT システム・SPD システム・病院運営システムの基本計画の作成、概算事業費の算出等の業務。建築設計に関わりのある主要な機器については、その種類とグレードを明らかにする。
- (4) なお、病院敷地の造成のための設計図書及び造成業者選定のための入札図書はいずれも CRH が作成し、造成段階の施工監理も CRH が雇用する設計業者が実施する予定（2015 年 10 月から造成設計開始予定）。コンサルタントは、造成の設計段階で当該設計の質を高める観点から助言を行うとともに、本業務の建設設計と必要な調整を行い、これら造成関連工程の遅れにより事業全体が遅延することのないよう、CRH のスケジュール管理を支援する。

### 5-2 D/D の定義

D/D では、B/D 業務の結果に基づき詳細な設計を行い、各工事契約のパッケージの契約形態にふさわしい設計図書を作成する。具体的には、以下の作業を D/D と定義する。詳細は 6 章に記載。

- (1) 建築・設備部分にかかる平成 21 年度国交省告示第 15 号記載の実設計に関する標準業務。但し、「建築確認申請」は、ベトナムの法令に合わせるために「建築許可取得」と読み替える。更に、B/D で作成した建築許可申請図書に変更がある場合は、必要な修正を行う。また、総合図及び設計総括表を作成する。
- (2) 建築・設備部分以外については、医療機器・ICT システム・病院運営システムなどの具体的スペックを含む仕様書、要求水準書の作成等の業務。建築設計に関わる主要な機器等に限らず、入札対象となるもの全て（ハードウェア、ソフトウェア）を含む。SPD システムについては、本業務終了後に調達補助・施工監理コンサルタントが作成する要求水準書への提案書を作成する。
- (3) 詳細工事費の算定、見積条件書・積算数量算出書・単価作成資料・見積検討資料の作成。

### 5-3 本業務の構成

本業務は、既存の準備調査報告書の検討結果及び関連資料をレビューし、B/D をインテリム・レポート（IT/R）、D/D をファイナル・レポート（F/R）としてそれぞれまとめ、JICA と CRH の双方に提出する。その後、JICA と CRH の間で合意している工事契約形態

に則り入札図書（案）を作成し、JICA 及び CRH に提出する。

なお D/D に関して、その最終化段階以前においては、内容について CRH 及び JICA 側双方の見解が適切に反映されるよう、本指示書の定めるところに則り両者と十分な連絡をとるものとする。設計に関し、業務実施期間中に途上国側より合意が得られた事項については、中間報告書（PR/R、IT/R）に記載することにより、明確化すること。

一方で D/D の最終化段階に関しては、ベトナム側のオーナーシップを確保する観点から、JICA と CRH 間の二者合意にて以下の合意を交わしている。

- ・「JICA が契約するコンサルタント（※本業務指示書により契約するコンサルタント）が作成した設計・入札図書について、事業の効果発現の為に必要とされる技術的仕様を満足しているか確認する義務は、D/D の終了時点において CRH 側がその責任を負う。」
- ・「CRH 側は、JICA による D/D の検収の前に、かかる技術的確認を行った旨をレターで JICA 宛に報告するものとする。」

上掲合意に沿う形でコンサルタントは、D/D の最終化段階としてその提案内容をまず CRH 側に提示し、CRH 側の確認を了した後に JICA に提出することとする。

#### 5-4 本円借款事業に係る準備調査報告書及び M/D の活用

本円借款事業の病院建設の基本的な設計条件、医療機器、IGT システム、SPD システム、病院運営システム等の概要は、既存の準備調査報告書、及び M/D にて CRH 及び保健省等と合意済みである。B/D 及び D/D、入札図書作成業務では、合理的な変更事由のない限り、準備調査報告書及び M/D を前提条件として実施する。

なお、準備調査報告書と M/D の内容が異なる部分については M/D を優先する。また、M/D は、JICA とコンサルタントの契約締結後にコンサルタントに配布する。

#### 5-5 本邦調達比率の検討

本円借款事業は本邦技術活用条件（以下、STEP）適用案件であるところ、入札図書作成、概算工事費算定等の本業務の各段階において、本邦調達比率が STEP の条件を満たすよう留意する。

#### 5-6 本邦企業による応札にかかる配慮

本邦企業による応札可能性が低くなるリスクを可能な限り軽減・回避するよう、本業務の各段階で留意するとともに、本邦企業の応札が得られやすいよう積極的に工夫をする。

#### 5-7 本円借款事業の迅速化及びコスト縮減

##### (1) 本業務期間の提案

本業務指示書では業務量の目途を 412MM、期間を 19 か月としているが、追加 MM を投入することにより設計期間を短縮することが見込まれる場合には、オプションとして短縮後の工程及び追加 MM を提案してよい。コンサルタントは、当該提案がある場合はプレゼンテーションの際に説明すること。

##### (2) 工期短縮及びコスト縮減が期待できる工法、施工手順

本円借款事業の詳細施工計画を検討するにあたり、工期短縮及びコスト縮減が期待できる工法・施工手順等が存在する場合には積極的に提案する。

#### 5-8 詳細施工スケジュールの検討

本業務では、本円借款事業の施工スケジュールについて、安全管理、道路交通管理、関連の各種行政手続き、電気・ガス・通信等の周辺インフラ整備状況、環境面等に配慮した詳細計画を作成する。技術的に大きな課題が存在する場合は、設計上の前提条件を整理し技術的な理由を添えて速やかにCRHと協議する。

#### 5-9 施工段階における事業費増加の回避

本円借款事業は、ベトナム側の財政事情のため、円借款審査段階で、事業費を準備調査時の計画から大幅に減額した。このため、施工段階において事業費が増加して資金不足に陥ることのないよう、本業務の各段階で十分配慮する。

#### 5-10 工事契約形態

- (1) 円借款事業のコントラクター選定にあたっては、JICA 標準入札書類の使用が義務化されている。このため、工事契約形態、各種入札図書（案）を作成する際には、本業務にて JICA 標準入札図書類との整合性を確保するよう留意すること。
- (2) 病院施設建築については、FIDIC の MDB Harmonized Edition (2010) に準拠した契約書を作成することを M/D にて合意しているため、入札図書（案）の作成にあたってはこれに留意する。また、国際工事契約の条項に則り、発注者・請負者間の公平なリスク負担が確保されない「片務的契約条件」が含まれないよう留意する。また、入札書類を構成するその他の文書の作成にあたっては契約当事者間の公平なリスク配分に配慮し、かつ一般契約条件書 (General Conditions of Contract) の内容との整合性をとること。

#### 5-11 医療機器及び病院運営

- (1) CR-VJH に導入する医療機器は、MRI やハイブリッド手術室等の先端機器を含むことが想定されているため、本業務の医療機器担当者はこれら機器の性能やスペック、オプション機能を熟知していることが求められる。また、核医学検査機器の導入に関しては、機器の性能等のみでなく設置場所整備や作業に関する知識を有する事が求められる。このため、コンサルタントはプロポーザルで、国内外におけるこうした先端医療機器の大型病院への導入に関与した実績を具体的に記載すること。
- (2) CR-VJH は 1000 床の大型病院であり、また患者動線も含む効率的な病院運営や患者中心の医療の実現、これらのために安全かつ快適な環境整備がされることが想定されているため、本業務の病院運営担当者は、こうした知見を十分に持っていることが求められる。このため、コンサルタントはプロポーザルで、国内外の同規模の大型病院において、患者動線や患者中心の医療の実践、院内感染制御等の観点から病院のデザインに直接関係した経験を具体的に記載すること。

#### 5-12 円借款対象外の医療機器

本円借款事業は、審査段階における事業費全体の削減により、一部医療機器を円借款対象外とし、これら機器についてはベトナム側が円借款以外の資金源により整備していくものとして JICA-ベトナム側で合意している。本業務では、医療機器は円借款対象のもののみについて B/D、D/D、入札図書（案）を作成するが、円借款対象外の医療機器についても、病院全体として整合性のとれた形で整備され、病院全体の機能が最大限発現するよう、コンサルタントは本業務の中で、CRH による医療機器全体計画を踏まえた提案を行う。

### 5-13 CRH との協議

CRH では、今後保健省の承認を得た後、本円借款事業の実施主体である Project Management Unit (PMU) が設置される予定。また、今後、CR-VJH 設立のための内部委員会 (Hospital Establishment Body。6-1-5 項も参照) が設置される予定のところ、本業務は、PMU、同委員会及び必要に応じて関係部署と密接な協議を行いつつ進めることとする。このために PMU 及び同委員会と定期的協議を行う。同時に、協議過程の効率性も重視し、本業務の遅延がないよう留意する。なお、本業務遂行上重要な会議については議事録を作成することとする。

### 5-14 本邦招聘及び本邦研修の実施

本事業では、ベトナムではまだ新しい概念である国際水準の病院のコンセプトや病院 ICT システム、医療機器管理部門 (以下、ME センター) 等を導入する予定であるため、コンサルタントは、以下(1)の招聘及び(2)(3)の研修の各プログラムを企画・実施する。招聘及び各研修の具体的内容や期間等は CRH と協議して決定する。

(1) 日本の病院を訪問し、設計及び SPD システムを学ぶ目的の招聘を 1 回。大まかな研修期間は 2-3 週間、参加する CRH 職員は幹部を含め概ね 10 名を目途とする。当該招聘は B/D 開始後早期に実施する。想定される主な業務は以下のとおり。

#### (a) 受け入れ

- ① 航空券の手配 (海外旅行保険の付保を含む)
- ② 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払
- ③ 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配

#### (b) 招聘プログラムの実施

- ① 招聘日程及びプログラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先の手配
- ④ 視察資料の作成
- ⑤ 講義・見学の実施

#### (c) 招聘プログラムの監理

① 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・見学における通訳等  
② 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整  
③ 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応  
招聘プログラムの実施に関する直接経費 (航空費、滞在費 (日当)、宿泊費、保険料、経費、講師謝金等) については見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議する。それ以外の上記に係る一切の費用 (人件費等) については、見積書に積算することとする。なお、会議費 (会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと) の計上は認めない。

(2) 日本の病院の医療情報システムを視察し、運営及び維持管理を学ぶ目的の研修を 1 回。大まかな研修期間は 2-3 週間、参加する CRH 職員は概ね 5 名を目途とする。

(3) 日本の病院の ME センターを視察し、運営及び維持管理を学ぶ目的の研修を 1 回。大



まかな研修期間は1ヵ月、参加するCRH職員は概ね5名を目途とする。

上記(2)及び(3)のそれぞれについて、コンサルタントは、CRH及びJICAと協議のうえ、本邦研修計画(案)を提案し、JICAの承認を得る。また、上記両研修の実施にあたり、研修内容についてCRHに助言し調整する等の支援を行う。また、受入れに係るJICA所定の要望調査票及びアプリケーションフォームの作成に協力する。

コンサルタントは、上記両研修のテーマについて初期案としてプロポーザル上にて提案し、それらの研修実施に必要なとされる経費を見積もる。なお、当該業務にかかる経費に関しては「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2014年4月)」を参照のこと。

#### 5-15 円借款事業の入札図書としての確実な活用

詳細設計の成果品が本円借款事業の入札手続きに確実に活用されることが極めて重要であり、この観点から、実施機関の意向を適切に詳細設計に反映させる必要がある。特に、十分実施機関の意向を確認する必要がある、適用技術(設計方法、施工方法等)の選択、詳細設計に基づく概算事業費についてはCRH内に設置される内部委員会及びPMUと密接な協議を行い、成果品に反映させる。

#### 5-16 成果品のCRHに対する使用権譲渡

本業務の成果品については、JICAへ引き渡した後、JICAからCRHに対し、その使用権が譲渡されることになる。この結果、CRHは以下の行為が可能となる。

- (1) 成果品を利用して入札図書を最終化の上、病院施設を建設する。
- (2) 成果品を利用して入札図書を最終化の上、医療機器を調達し、ICTシステム及びSPDシステムを構築する。
- (3) 上記目的及び上記施設の増改築、維持管理、運営、広報などのために、必要な範囲内で成果品を複製・修正する。

#### 5-17 入札図書(案)の作成

D/D業務の結果により作成される入札図書(案)は、CRHが最終化・承認後、借款契約に基づきJICAへの同意申請が行われる。当該同意申請時点での手戻りを予防するため、入札図書(案)ドラフト完成時にJICAへの報告を行い、契約条項及び本邦企業による応札の円滑化にかかるJICAの方針を反映する機会を設定する。そこでJICAより円借款調達ガイドラインとの整合性等の観点からコメントが付された場合にはそのコメントを踏まえ、CRHと調整のうえ入札図書(案)を修正する。

#### 5-18 瑕疵担保責任

CRHが成果品を使用することとなるため、成果品に瑕疵があった場合、契約書に規定される瑕疵の修補や損害の賠償は、CRHが、JICAへ通知した上で、コンサルタントに直接請求することをJICAとCRHの間で合意している。但し、請求額の上限は本契約の契約金額とするとともに、請求期間はJICAがCRHに成果品の使用権を譲渡した日から5年以内としている。

#### 5-19 成果品の使用権及び瑕疵担保責任にかかる三者合意

本業務の開始にあたって、改めて成果品の使用権及び瑕疵担保責任にかかる合意文書をCRH、JICA、コンサルタントの三者にて締結するものとする。

## 5-20 賠償責任保険

コンサルタントは、将来の賠償請求への支払い可能性に備え、適切な賠償責任保険に加入すること。また、加入している（又はこれを予定する）賠償責任保険の概要（補償対象の業務範囲、支払限度額等）をプロポーザルに明記すること。

## 5-21 外部照査

コンサルタントは、B/D 及び D/D の両段階で、以下各点を目的として国内再委託による外部照査を受けることとする。

- (1) 病院建築としての計画
  - ・ 建築計画全般（ゾーニング、面積、動線等）
  - ・ 設備計画全般
- (2) 構造上の安全性・耐久性
  - ・ 荷重（固定荷重、積載荷重、地震力、風圧力）設定
  - ・ 基礎設計
  - ・ 構造計算
- (3) 防災上の安全性（火災・地震を想定）
  - ・ 防災設備（火災報知器、スプリンクラー、消火栓、防火水槽、防火区画、堅穴区画、排煙設備、非常用照明、自家発電設備等）
  - ・ 避難施設（避難階段、避難器具、避難階段・施設へ至る距離、誘導灯等）
  - ・ 内装材の選択（難燃性）
- (4) 医療上の安全性
  - ・ 放射線等の防護対策
  - ・ 医療廃棄物の処理
  - ・ 院内感染対策
- (5) 耐久性・維持管理性
  - ・ 外装・内装材
  - ・ 設備機材・材料
- (6) 障害者・高齢者・患者・患者家族への配慮
  - ・ バリアフリー設計
  - ・ 安全性、快適性
- (7) 機能や品質を損なわない、コスト縮減の可能性

外部照査の再委託先は、病院建築の知見を有する中立的な第三者機関とする（例：一般社団法人 日本医療福祉建築協会）。

コンサルタントは、本業務の契約締結後、遅滞なく外部照査の再委託先を選定し、契約を締結すること。コンサルタントは、外部照査機関に対し、本業務に関連するベトナムの法規を早期に共有し、これを踏まえた具体的な照査スケジュールに合意すること。なお、当該照査スケジュールは、コンサルタント及び外部照査機関の協議により、外部照査機関による現地出張や、一部照査項目に関して例えば毎月等の継続的な協議が含まれる可能性がある。

また、コンサルタントは、B/D 及び D/D に係る照査結果を、当該外部照査を実施した責任者名による照査報告書として受領する。コンサルタントは、照査報告書を英語及びベトナム語に翻訳したうえで CRH に提出し、照査へのコンサルタントの対応とあわせて内容を説明し、CRH より当該照査内容及びコンサルタントの対応について合意した旨の文書を受領するものとする。コンサルタントは、当該照査報告書及び CRH からの合意文

書を、B/Dに係るものは中間成果品の、D/Dに係るものは最終成果品のそれぞれ一部として JICA に提出することとする。

当該外部照査の再委託費用について、コンサルタントはプロポーザル提出時点で見積る必要はなく、別途 JICA が見積もる当該費用を契約金額に上乘せすることとする。

なお、外部照査機関は本業務中及び本業務終了後とも、設計内容に係る法的責任は負わないものとする。

#### 5-22 根拠法規

本業務はベトナム国の建設等関連法規に則ることとする。但し、施設の安全基準等の主要項目（非常用エレベーター等）のうち、日本の建築関連法規で規定されているがベトナム国の関連法規では規定されていないものについては、コンサルタントは、必要性を検討のうえ、日本の関連法規に準拠する項目を、理由とともに設計方針に明記する。

#### 5-23 環境社会配慮面の支援

事業実施にあたり、既に環境影響評価報告書（EIA 報告書）が作成され、2014 年 9 月にベトナム天然資源環境省により承認済であり、環境モニタリング計画が策定済み、また、住民移転計画がビンチャン郡人民委員会により策定済みである。

コンサルタントは、本円借款事業が、ベトナム国内法及び「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に沿って実施されるよう、環境管理計画および環境モニタリング計画、住民移転計画、住民移転モニタリング計画、設計図書、入札図書案のレビューもしくは作成を行う。具体的には、本指示書「6. 業務内容」記載の環境社会配慮に係る業務を行う。

#### 5-24 建築と設備の調整

本円借款事業の病院施設建設部分は、給排水、空調、医療ガス等の設備部分の比重が高いところ、コンサルタントは、建築と設備の設計が十分調整されるよう留意して本業務を進めること。また、プロポーザルにおいてこれを確保するための体制を具体的に記載すること。

#### 5-25 バリアフリー設計の検討

コンサルタントは、日本における新病院の設計の際に標準的に採用されているバリアフリー設計を積極的に検討する。また、事業費の制約を踏まえたうえで、開院後のメンテナンスの費用・手間がかからない設計を優先的に検討する。

#### 5-26 JICA ベトナム事務所との連携

本業務の再委託契約の手続きは JICA の「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき実施する。契約手続きの透明性を確保するため、再委託契約の入札等は、JICA ベトナム事務所から立会を求め、契約締結の報告を実施し、契約事実の確認を受ける。

また、CRH への設計図書の承認過程の前後において適宜 JICA 本部及びベトナム事務所に業務進捗状況を報告する。

本業務の進捗状況次第では、調達補助・施工監理コンサルタント及びその後のコントラクターの各選定スケジュールに影響を与える可能性があるため、CRH への承認プロセス前後において適宜 JICA ベトナム事務所に業務進捗状況を報告し、必要に応じて本業務に係る協議への同席など依頼すること。

#### 5-27 日本国内ワーキンググループ（仮称）との協力

今後、本円借款事業及び附帯技術協力プロジェクトについて、内容や実施スケジュールを整合性のある形で実施することを目的として、JICA 及び附帯技術協力プロジェクトに参加する日本国内の医療機関とで、日本国内ワーキンググループを設立する予定となっている。本業務は、B/D 段階において当該ワーキンググループからも、特に医療機関の視点からのコメントを受けることとする。

#### 5-28 施工段階の設計変更

コンサルタントは、施工段階の設計変更を可能な限り予防する観点から、詳細設計を開始する前に、設計と条件等を CRH と確認するとともに、設計と条件について個別の医師や診療科だけでなく病院全体から承認・合意を得る。これら段階・体制について、コンサルタントはプロポーザルで提案すること。

また、医療機器・ICT・SPD についても、仕様やレイアウト変更による手戻りを防ぐために、仕様書作成前に設備建設と十分調整を行い、方針について病院全体から承認・合意を得る。これらについて、コンサルタントはプロポーザルで提案すること。

#### 5-29 ベトナムの第三者機関による設計内容の確認

ベトナムの公共事業では、設計の最終段階で第三者機関が設計の適切性について確認するところ、本業務もその過程で当該確認を受ける予定。このため、コンサルタントは、当該第三者機関からコメントがあった場合、必要に応じてこれを設計内容に反映させる。また、コンサルタントは、本業務の早期段階で、当該第三者機関による確認に要する期間の見込みや内容を確認し、手戻りが生じないよう CRH 及び関係機関と調整する。

#### 5-30 本円借款事業に必要な各種業務の効率化

本業務にあたっては、既存の準備調査を実施したコンサルタント（以下、準備調査コンサルタントという）からデータを受領し、本業務にて収集・整理したデータと併せて、本円借款事業の調達補助・施工監理コンサルタントへ円滑な引継ぎがなされるよう、引継ぎ内容を明確に記録し、本業務で実施した各種基礎データも整理する。その際、準備調査コンサルタントのデータと本業務のデータを適宜集約・整理・分類して、調達補助・施工監理コンサルタントへ引き継ぐこととする。また、準備調査コンサルタントが実施した各種調査との重複（調査深度を深めるものは除く）調査を避けること。

#### 5-31 広報

ベトナム側からは本円借款事業の早期開始が期待されていることから、進捗状況を正確に広報する必要がある。コンサルタントは、ベトナム、日本両国において、本業務に関し、積極的に広報を行うこと（我が国 ODA 及び JICA 事業であることを示す現場の看板設置を含む）。

### 6. 業務内容

業務内容は以下を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案する。なお、各項目記載の時期は現時点の目途である。

留意点として、コンサルタントは、本業務の B/D 段階で、今後実施可能性のある附帯技術協力プロジェクトの専門家等、及び日本国内ワーキンググループの助言・提言を得

る。そのための定期的な協議会の開催及び運営方法等についても提案書に盛り込み、日本国内ワーキンググループと十分調整しつつ実施する。

## 6-1 B/D

### 6-1-1 インセプション・レポート (IC/R) の作成

既存の準備調査、既存関連資料、調査対象地域における関連計画、関連情報の分析・検討を行い、本円借款事業の全体像を把握する。

- (1) 本業務 (B/D 及び D/D) の基本方針、項目と内容、行程、手順、実施スケジュール等を整理し、IC/R を作成する。IC/R には、カウンターパートの配置など、先方負担事項とその状況・課題を盛り込む。
- (2) また、本業務は成果品の高度な品質管理照合が求められることから、業務の進捗を適切にモニターする観点から以下各項目にかかるプロジェクト管理計画をまとめ、IC/R に盛り込む。
  - ① プロジェクト総合管理
  - ② スケジュール管理
  - ③ コスト管理
  - ④ 品質管理
  - ⑤ 要員管理
  - ⑥ コミュニケーション管理 (協議の記録管理等)
  - ⑦ 再委託の調達管理など
- (3) CRH に対し IC/R を説明・協議し、その概要について CRH からの合意を得るものとする。CRH と合意した IC/R を JICA に提出する。

### 6-1-2 既存準備調査及び関連資料のレビュー

既存の準備調査報告書及び関連資料をレビューし、B/D、D/D、入札図書(案)の作成に必要なデータを情報収集・分析する。本業務を遂行するうえで不足する情報があれば収集・分析する。

### 6-1-3 造成関連作業の支援

病院敷地の造成は、設計・施工とも本円借款事業の対象外であり、これら作業はCRHが雇用するコンサルタント及び業者が実施する予定であるが、これら作業を支援するために、コンサルタントは以下の作業を行う。

- (1) CRHが雇用する造成設計業者による設計について、設計の質を高める観点から助言する。特に以下の各点に留意する。
  - (a) 病院敷地はレミンシャン工業団地第3地区の住居用地にある。敷地(海拔+0.2m)の地盤造成レベルは、都市計画にて海拔+3.3m、建物外構レベルとして海拔+2.3mが想定される。他方、地盤が軟弱であるため圧密沈下が予想されるため、病院建設の着工の少なくとも1年前には盛土を含む造成が完了している必要があると想定されるため、早期に実施する必要がある。
  - (b) 敷地造成から引渡しまでの期間によっては、着工までの圧密の進行が十分でない可能性があるため、設計段階において沈下促進工法を提案する。
  - (c) 上記の残留沈下量と必要性に応じて適切な地盤改良工法を提案する。
- (2) 造成関連作業の遅れにより本円借款事業が遅れないよう、コンサルタントは、CRHのスケジュール管理を支援する。

- (3) 建物の周囲や主要なアクセスの整備はサイゴンVRG投資ホールディング会社（VRG）及びビンチャン郡が行うが、使用開始前に十分な圧密期間を取る必要がある。このため、コンサルタントは、CRH及びCRHが雇用するコンサルタントがこれら関係者と十分調整し、地盤沈下を抑制する地盤改良等の提案を含め、事業が遅延しないよう支援する。

#### 6-1-4 建築許可取得のための図面・図書の作成

- (1) 本円借款事業の病院建築のためのベトナム関係省庁への許可申請の支援としてコンサルタントは申請に必要な図面・図書、及び CRH から上記建築許可申請のために求められるその他必要書類を作成し、設計に係る説明をする。関係省庁のコメントを踏まえ、必要に応じて書類を修正する。
- (2) ベトナムの法令上の病院建設に係る規定の有無を十分確認するとともに、同許可申請・許可取得の遅れにより施工スケジュールが遅れることのないよう十分留意する。

#### 6-1-5 病院運営システムの構築

##### (1) 病院運営システムの目的

準備調査及び M/D で合意された CR-VJH のコンセプトを踏まえ、病院運営基本計画を策定し、これに向けた CRH による設立準備支援を行う。同基本計画及びその実施は、本業務終了後は調達支援・施工監理コンサルタントに引き継ぎ、CR-VJH の円滑な開院を目指す。

##### (2) 本業務の内容

上記目的のために必要となる以下の作業を行う。これ以外にも上記目的達成のために必要な作業があれば提案する。

- ① CRH の病院運営上の課題（診療サービス、会計・財務、人員配置、情報システム等）について、準備調査で指摘された点も含めて再度背景・原因とともに抽出・分析し、CR-VJH ではこれら課題の改善に向けてどのように ICT・SPD 等の新しいツールを含めて対応するかについて検討する。また、CR-VJH の病院運営システムに係る CRH のスタッフ及び経営層の希望事項も聴取し取りまとめる。
- ② CR-VJH のコンセプト実現に向け、上記課題も踏まえつつ、CR-VJH の立ち上げのために検討・決定すべきテーマについて、日本の先進事例を提供しつつ CRH と協議して決定する。
- ③ それらの決定を行うための体制である CRH の内部委員会 (Hospital Establishment Body。以下、HEB) の設立を支援する。その際、HEB に必要十分な知識・決定権限のあるスタッフが配置されるよう、また、迅速な意思決定がなされるよう留意しつつ、HEB の運営を支援する。
- ④ HEB と密接に協議しつつ、CR-VJH が提供する医療内容・サービスに応じた院内の構成や職員数、外注化の方向性、事業収支予測などの病院の骨格となる基本計画案を策定する。同計画には CR-VJH のフル稼働（開院後 3 年目を想定）までの具体的工程（スタッフ向け各種運営マニュアルの作成、マニュアルの定着に向けた研修計画策定等を含める）を策定する。基本計画では、CR-VJH のフル稼働までの期間を複数の段階に分けて、各段階での達成目標を明確化する。

- ⑤ 既存の CRH についても、上記①の分析を踏まえ、必要と思われる経営・財務面の改善について CRH と協議を重ね、報告書に提言としてとりまとめる。
- ⑥ CRH と CR-VJH が一体的に運営すべき業務を HEB と協議して決定し、統合に向けた支援も行う。
- ⑦ 現在検討中の JICA 技術協力と CRH と協力関係にある本邦医療機関(協力に関心のある本邦医療機関を含む)との調整につき JICA を支援するとともに、これら本邦医療機関から提示されたコメント等を必要に応じて CR-VJH の運営システム及び設計に反映させる

#### 6-1-6 プログレス・レポート(PR/R)の作成

日本とベトナム側関係機関双方で設計に係る認識・方針を一致させる目的で PR/R を作成する。PR/R はベトナム側関係機関と協議のうえ、以下内容を含める。

- (1) 既存報告書等の検討結果
- (2) 計画条件及び設計条件
- (3) 設計基準
- (4) 設計内容
- (5) 概略施工計画及び施工スケジュール
- (6) 概算事業費
- (7) 日本とベトナム側双方が設計に対する認識を一致させたことを示す詳細設計確認書及び設計細目の確認書

#### 6-1-7 B/D

##### (1) 病院施設建設

##### ① CR-VJH の施設建設の目的

CR-VJH の展望（ビジョン）と使命（ミッション）を遂行するためには、東南アジア諸国の先進病院と同等の医療サービスを展開できる高度な医療機能と、下位病院への教育研修体制を充実するための人材育成センターとしての機能を併せもつ施設整備が必要となる。また、現チョーライ病院にみられる過度の混雑を緩和し、医療安全、職員の勤務環境、患者サービスを改善して「患者中心の医療」を行える国際水準の環境整備が求められる。

これらを実現するために、病院施設建設においては、ベトナムの文化・風土・社会経済に配慮した先進的かつ持続的な病院の創設をめざすものとし、準備調査及び M/D で合意されたとおり、(a)安全と安心、(b)持続する建築、(c)インテリジェント・ホスピタル、(d)人が育つ病院、(e)世界水準の病院の5つをキーワードとする。

##### ② 本業務の内容

上記目的のために必要となる以下の作業を行う。これら以外にも上記目的達成のために必要な作業があれば提案する。

##### (a) 設計方針（計画条件、設計基準及び設計条件）の設定

自然環境条件、現地建設事情、環境配慮や施工後の維持管理等についての対応方針を整理し、計画規模、構造物設定条件、標準断面図等、実施設計のための計画条件及び設計条件等、現地の関連設計基準に合致した設計方針を設定する。但し、場合によっては同基準を上回る国際基準に合わせた設計もありえるところ、ベトナム側関係機関と協議のうえ決定する。

##### (b) 基本設計の実施

上記方針を踏まえ、基本設計を実施する。構造分析、建設場所での状況、工期、経済性を考慮のうえ、適切と考えられるオプションを CRH に提示する。

(c) 成果文書の作成

国交省告示 15 号記載の「基本設計に関する標準業務」の成果図書を作成する。これに加え、概略の施工行程表を作成する。なお、施工行程表の検討にあたっては、ベトナムの労働法規、土木作業に対する規則・規制、乾季雨季等の気象条件、ベトナムの祝祭日等を十分考慮すること。

(d) 概算事業費の算出

概算事業費を算出するために、ベトナムの関連法規や規則上必要な費用項目、及び準拠する必要のあるホーチミン市の概算事業費算出基準を確認する。また、建設工事費、工事用設計監理費（入札手続補助、施工監理等）、予備費、税金等の費目等を整理する。また、調査開始前に各協力対象コンポーネントの積算方法や精度について CRH と協議し、CRH が積算を確認するためにコンサルタントが作成する積算関連資料を確定する。

(e) B/D 報告書の作成・説明及び協議

下記の内容を含む B/D 報告書を作成し、CRH 及びベトナム側関係機関と協議し、取りまとめる。

- ・ 既存報告書等の検討結果
- ・ 計画条件及び設計条件
- ・ 使用した設計基準
- ・ 設計内容
- ・ 概略施工計画及び施工スケジュール
- ・ 概算事業費
- ・ 調達パッケージ

(f) インフラ整備関連機関との調整

病院計画地であるレミンシャン工業団地第 3 地区は、現在は農地となっており、今後造成工事など開発事業が進むことになっている。係る状況から病院計画地へのインフラ整備（アクセス道路、排水、水供給、電力及び通信）についても同地区開発事業者であるサイゴン投資ホールディング会社、ビンチャン郡人民委員会など当該関係機関と確認し、開発整備の進捗も確認する。また、これらインフラ整備により本件事業が遅延しないよう、必要に応じて CRH とこれら関係機関との調整を支援する。

(2) 医療機器

① CR-VJH の医療機器の目的

国際水準に対応する医療施設を目指した医療機器の整備を行う。具体的には以下。

- (a) 高度先進医療を考慮した医療機器を導入する。
- (b) 感染管理を踏まえた医療機器の整備を行う。
- (c) 効率的な作業を目指し、医療情報処理システムに対応した機器を導入する。
- (d) メーカーや代理店による現地のメンテナンス体制を踏まえた医療機器を導入する。

② 本業務の内容

上記目的のために必要となる以下作業を行う。これ以外にも上記目的達成のために必要な作業があれば提案する。



- (a) CRHの現状調査を行ったうえで、マスターリスト、医療機器に係る設計条件（病院施設建設と整合性のとれた機器の配置条件、配線・配管・給水等）を設定する。マスターリストの医療機器については、その必要性について保健省に説明する。
- (b) 病院施設建設の概算事業費の算出に係る指示に準拠し、医療機器の概算事業費を算出する。概算事業費は、ベトナムにおける医療機器の調達価格に基づくものとする。
- (c) CR-VJHに求められる医療機器の内部維持管理体制についても検討する。その際、ベトナムでの医療機器業者や代理店を訪問し、維持管理サービス、技術レベルの確認及び消耗品供給ルートについて確認する。これら及び医療機器維持管理費を検討したうえで、医療機器の適正調達業務に反映し、B/D報告書にまとめる。
- (d) CR-VJHにはMEセンターを設立することがM/Dで合意されているところ、この適切な機能・体制・人員配置等を検討・提案するとともに、これらを踏まえた適切な設置場所や広さ等を病院施設建設のB/D報告書に反映させる。また、MEセンターのスタッフ向け研修についても検討・提案する。これらをB/D報告書にまとめる。
- (e) 医療機器マスターリストに基づき、必要電源、給排水、医療ガス等の供給システムについても取りまとめ、維持管理費とともに、電気、給排水、各種医療ガスの想定される必要量、種類のリストを作成する。
- (f) この際、事業費の制約を踏まえつつ、健診部門及び他診療科との医療機器の配分・共有形態、リースとすることが妥当な医療機器を検討・提案し、B/D報告書にまとめる。
- (g) 円借款対象外の医療機器についても、円借款対象の医療機器とあわせて病院全体として整合性のとれた整備がされるよう、CRHによる医療機器全体計画及び調達計画の策定を支援し、B/D報告書に記載する。

### ③ 実施上の留意点

- (a) 施工段階での設計変更による手戻りを可能な限り防ぐため、医療機器の仕様・レイアウト等の検討の際は、建築設備計画と十分調整する。特に核医学機器については、建築設備計画と一体化した機材整備計画を策定する。
- (b) 仕様等の確定が困難な機器については、可能な限り汎用性の高い計画とする。
- (c) 仕様の検討にあたっては、コスト削減の観点を十分に含め、部門別に検討する。
- (d) 医療機器の設置及び将来の取り外しが円滑に行われるような建築・設備設計とする。このために、医療機器・建築・設備の各担当コンサルタントは十分調整する。

### (3) ICTシステム

#### ① CR-VJHのICTシステムの目的

CR-VJHでは、ICTを活用した総合的な医療情報システムを導入することにより、医療の質的向上と安全確保、患者サービスの向上と経営の効率化を図ることを目指す。基本的には、日本の総合病院に導入されているシステムとほぼ同等のものを導入する事が望まれる。具体的には、(a)所謂電子カルテの導入（PACSも含めた患者

の医療情報の電子管理・PC上での説明の容易性)、(b)検査・薬剤等オーダーのリアルタイムでのオンライン化、(c)バーコード等による患者の本人確認等、医療事故抑制のための体制強化、(d)待ち時間短縮等の患者負担軽減のための医療費支払い・予約等のオンライン化、(e)SPDとのリンク(薬剤に関してはオーダーシステムとリンクした在庫管理)、(f)国際標準体系(ICD等)による症例データの蓄積、(g)医療情報のデータウェアハウス構築、(h)病院オフィス利用向けシステム(グループウェアを含む)、(i)通信ネットワーク整備、(j)ベトナム国内の他医療機関(CRH及び他6病院)との連携(地域医療連携)強化を目的とした、他医療機関とのテレカンファレンス及び患者情報の共有・連携のための病院情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク整備)、(k)診療技術の強化等を目的とした、日本の協力医療機関とのテレカンファレンスや画像等を含む患者情報共有のための病院情報システム(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク整備)を本件円借款事業で構築する。

なお、上記のうち、(d)及び(i)は病院外とのインターネット接続を含み(セキュリティ対策を含む)、それ以外は基本的に病院内のイントラネットを想定。

## ② 本業務の内容

上記目的に必要なとなるシステムの理念及び全体像の設計のために以下作業を行う。これ以外にも上記目的達成のために必要な作業があれば提案する。

- (a) CRHの現システム及び2015年中に導入計画のある新規システムの実態調査を行ったうえで、CR-VJHのシステムに係る各部門や経営層の意見・要望事項などをまとめる。
- (b) 最適なシステムの提案のために、病院情報システムに係るベトナムの政策動向も把握するとともに、ベトナムの他病院の成功例・課題例等の分析及び比較も併せて行うこと。
- (c) M/Dで合意されたICTシステムの概要及び上記(a)(b)等を踏まえ、CR-VJHのシステムの導入理念及び目的を整理する。
- (d) 入院・外来等の各部門におけるICTシステムの運用概念を検討し、各部門の基本的な運用業務フローを作成する。また、紙ベースで残す文書及びデータで管理する情報を整理する。
- (e) CR-VJHのICTシステムの基本計画を作成する。基本計画には、ICTシステムの導入範囲、構築費用(病院施設建設の概算事業費の算出に係る指示に準拠する)、構築スケジュール、要員体制等、ICTシステムの導入条件を整理して含める。なお、システム構成図は、円借款事業のICT調達時には陳腐化が予想されるところ、基本計画には含めない。
- (f) 基本計画で定めたシステムの目的・目標を達成するために必要な情報システムの諸要件を作成する。また、基本設計(全般)、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク構成、データ、移行、教育、サポート、保守、システムの信頼性、性能、拡張性、運用性、セキュリティ、現存データの取り扱い方式等の詳細要件を策定する。
- (g) 上記で作成した諸要件を、国内外のベンダーへの意見招請等により市場の製品やサービスと整合し、内容を調整する。特にシステム構築を現地にて実施する前提において、システム構築に係る現地企業の能力を確認した上で、本件円借款事業で調達予定の日本企業の業務内容を明確にする。
- (h) 各システムのシステム機能仕様書(案)、配置図、通信回線図、データベース設計(案)、画面・帳票設計(案)、資機材の一般図を作成し、B/D報告書にまとめる。

- (i) 作成する図面及び書類は図面目録を基本とする。各図面の縮尺はCRHと協議のうえ決定する。作成した図面等はリスト化し図面目録としてB/D報告書にとりまとめる。
- (j) CRHとCR-VJHの一部部門が統合する計画となった場合、この実現のために必要なICTシステムの統合についても計画を作成する。また、病院運営システム策定のための準備として、基本計画、事業収支、人員体制、業務区分等について検討し、B/D報告書にまとめる。

### ③ 業務実施上の留意点

- (a) CRHにおける業務フロー及びCR-VJHのあるべき且つ実践可能な業務フローを詳細に分析するために、CRHの意見・要望の聴取を重視して作業すること。
- (b) 基幹システム・部門システムの更新・拡張に際して、極力メーカーなどの制約なしに、将来にわたり容易に行える医療情報システムとなるよう配慮すること。
- (c) 将来の医療費改定や病院の医療費支払い制度の導入等、外部環境の変化に対応できる医療情報システムとなるよう配慮すること。
- (d) 他病院の医療情報システムとの接続・連携について配慮したシステムとなるよう配慮すること。その際、情報交換標準規格（HL7、GDA、DICOM等）を採用すること。
- (e) 情報セキュリティの3要素であるCIA（機密性（Confidentiality）、完全性（Integrity）、可用性（Availability））を適切に確保すること。
- (f) CR-VJHが医療サービス・経営改善に活用するために、各種関連データの収集・分析・加工・蓄積が容易なシステムとなるよう配慮すること。
- (g) 各部門システムや医療機器との接続も考慮し、調達コストの縮減について検討すること。

## (4) SPDシステム

### ① SPDシステムの目的

CR-VJHにおける診療材料等の物流及び情報等の一元管理により、院内在庫の適正化、物品の安定供給、材料費コスト低減、診療材料のデータ管理、保険請求業務の簡素化等により、物品物流の最適化、診療部門等の物品管理に要する業務量の軽減、医療の安全性向上を図る。また、診療材料の使用情報の蓄積と部門別コスト計算等、病院経営への活用を図る。

### ② 本業務の内容

上記目的のために必要となる以下の作業を行う。これ以外にも上記目的達成のために必要な作業があれば提案する。

- (a) CRHの物品管理方法の現状調査を行い、棚卸により在庫量・滅菌切れ・デッドストック・回転率等を日本の医療機関と比較しながら評価し、課題とその原因、改善策を分析する。また、各種の物品（薬品、診療材料、滅菌物、食事、廃棄物、カルテ、伝票等）の院内外の搬送動線を確認し、課題、改善策を抽出し、CR-VJHの適切なSPDシステムを構築する参考とする。
- (b) 上記現状調査では、各部門及び経営層のCR-VJHのSPDシステムにかかる意見・要望事項もとりまとめる。
- (c) 外部委託すべきSPD業務について、ベトナムの受託業者の能力・実態調査を十分行ったうえで検討・提案する。
- (d) D/D段階において、CRHの任意の部門において、SPDシステムの試行導入（テストラン）を実施するために必要な準備を行う。テストランの対象部門の選定、

実施方法、時期、期間等については、上記(a)～(c)及びその他必要な情報を踏まえ、CRHと協議して策定する。

- (e) 上記(a)～(c)及びその他必要な情報を踏まえ、CR-VJHのSPD業務の内容、運用業務フローを検討し、基本計画としてB/D報告書にまとめる。
- (f) 基本計画には、SPDシステムの導入範囲、構築費用（病院施設建設の概算事業費の算出に係る指示に準拠する）、構築スケジュール、管理方法・要員配置等、SPDシステムの導入条件を整理してまとめる。

### ③ 業務上の留意点

- (a) ICTシステムと十分連携し、利便性・実用性の高いSPDシステムとなるよう、また、迅速・正確・確実に院内の物品管理の状況が把握できるSPDシステムとなるよう留意する。
- (b) コンサルタントは、SPD関連業務について、上記記載よりも望ましい内容及び実施時期がある場合は、理由とともにプロポーザルで提案することができる。以下6-2記載のD/D期間中のSPD関連業務についても同じ。

### (5) その他B/D全体に関する事項

- ① CR-VJHの設備・医療機器等の維持管理体制について、CRHの現状調査を行ったうえで、CRHとの一体的管理の可能性、及びメーカーや代理店への外部委託の要否も含めてCRHと協議・検討し、適切な体制を提案し、B/D報告書に記載する。
- ② 対象事業に関し、円滑な事業実施が行われるよう、土地造成、病院運営、病院施設建設、医療機器、ICTシステム、SPDシステムの各コンポーネントの計画の整合性が取れていることを適時確認する。

### 6-1-8 インテリム・レポート (IT/R) の作成

本業務の中間報告として業務の進捗をIT/Rとしてとりまとめる。コンサルタントは、CRHに対しIT/R案を説明・協議し、合意を得たうえで、日本とベトナム側双方が設計に対する認識を一致させたことを示す確認書をIT/Rに含める。

### 6-2 D/D

B/Dを踏まえ、病院施設建設、医療機器、ICTシステム、SPDシステムについて、積算及び入札図書（案）作成に必要な細部のD/Dを行い、設計図を作成する。医療機器及びICTシステムについては基本計画に基づき要求水準書も作成する。SPDシステムについては本業務終了後に作成される要求水準書への提案書を作成する。また、必要に応じて追加事項についても取りまとめる。

#### (1) 病院施設建設

- ① CRHの要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。また、B/D段階以降の状況の変化によって、CRHの要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、CRHと協議する。
- ② 建築物の建築に関するベトナムの法令及び関連規定の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。また、D/Dに必要な範囲で、本業務で作成した建築許可申請図書に変更がある場合は、関係機関と事前に打ち合わせのうえ、必要な修正を行う。

- ③ B/D に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について総合的に検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。また、B/D の段階以降に検討された事項のうち、CRH と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、B/D の内容に修正を加える必要があるものを整理し、D/D のための基本事項を確定する。これら総合検討の結果及び確定された B/D を踏まえ、D/D 方針を策定し、CRH に説明する。
- ④ D/D 方針に基づき、CRH と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、平成 21 年度国交省告示第 15 号記載の「実施設計に関する標準業務」の成果図書（総合図を含める）を作成する。なお、これら図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
- ⑤ D/D を行っている間、CRH に対して、作業内容や進捗状況を報告し、その都度必要な事項について CRH の意向を確認する。また、D/D の成果品作成が完了した時点においてこれら成果品を CRH に提出し、設計意図及び D/D 内容の総合的な説明を行う。CRH と合意後に JICA に D/D の成果品を提出する。
- ⑥ 業務にあたっては以下点に留意する。
  - 医療機器や ICT 機器等の設置、取り外し、交換等が円滑に行われる設計（廊下の広さ、出入口の大きさ等）とすること。特に、これらの取り外しや交換等に伴い建物の構造を大きく変更する必要のない設計や機器類の配置とすること。

## (2) 医療機器

- ① 機器の建築・設備と条件を各部門・部屋単位に区分し、建築の関連図面との整合性を確保・確認する。機器の適正配置レイアウト図を作成し建築工事区分を明確にする。また、施設建設スケジュールと十分調整しつつ機器の据付計画を策定する。
- ② 同等品との比較表等の作成はもとより、コンサルタントの実績から得た国内外の機器納入価格等の比較や調達方式の検討により、費用抑制に貢献する。
- ③ 業務実施にあたっては、建築や設備面と十分調整し、医療機器の設置や将来の取り外し及び交換が円滑に行われるような設計とすること。

## (3) ICT システム

- ① B/D を踏まえ、各システムの詳細な機能と目的、及び各部門ごとの詳細な運用方法について CRH と協議・合意する。
- ② 上記を踏まえ、以下の各文書を作成する。なお、以下各文書と異なる文書の作成がより適切である場合は、コンサルタントは理由とあわせて提案する。
  - システム機能仕様書、システム設計書／要求仕様書（非機能要件含む）、データ保管容量見積書、セキュリティ対策設計書、ハードウェア機器構成設計書、ハードウェア機械配置計画書（機械設置レイアウト）、ハードウェア機器仕様一覧表。
- ③ ICT システムに必要なネットワーク回線図及び伝送図を作成する。
- ④ 作成した図面等はリスト化し図面目録としてとりまとめる。各設計図の縮尺は CRH と協議のうえ決定する。
- ⑤ ICT 要求水準書を作成する。
- ⑥ 業務にあたっては、以下各点に留意する。
  - (a) 想定するシステムの機能や性能等のシステム規模から類推されるイニシャルコスト及び運用に必要な人的資源も考慮したランニングコストについて試算

すること。

- (b) 新システムを構築するに当たり、事前に整備しなければならない設備や機器等（サーバー室、無停電電源装置、発電機、空調設備、消火設備、漏水警報装置、生体認証等のセキュリティ設備等を含む）を検討・整理する。
- (c) 業務実施にあたっては、建築や設備面と十分調整し、IT 関連機器の設置や将来の取り外し及び交換が円滑に行われるような設計とすること。

#### (4) SPD システム

- ① B/D で策定した SPD のテストランを実施し、この結果及び分析について CRH に説明する。
- ② 上記①を踏まえ、CRH と協議しつつ、B/D の基本計画の内容を必要に応じて修正し、SPD システムの目的・目標を達成するために必要な SPD システムの諸要件を作成する。
- ③ 本業務の病院施設建設担当者と十分連携し、SPD 倉庫・収納スペース等の建築平面計画や各種の物品の搬送動線を検討する。ICT システムの基本計画とも整合的になるよう十分調整する。
- ④ 上記を踏まえ、本業務終了後に調達補助・施工監理コンサルタントが別途作成することとなる SPD 要求水準書への提案書を作成する。現時点で想定される項目は、チョーライ第二病院に導入する SPD 業務の具体的内容（提案の根拠を含む）、業務フロー、導入コスト、開院前後の病院関係者との調整スケジュール、期待される効果等。

#### (5) 全体

##### ① 事業費積算

D/D に基づき詳細事業費の算定を行う。

なお、積算に必要な項目については、以下を想定しているが、その必要性・妥当性を含めて提案するとともに、調査の過程で、CRH と協議して設定する。

- (a) 作業効率、生産効率、歩掛の検討
- (b) 材料費、労務費、機械経費、陸・海上運賃、保険料、その他代価表作成に必要な積算根拠の作成
- (c) 工種、項目ごとの代価表の作成
- (d) 直接工事費の算定
- (e) 間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）の算定
- (f) 一般管理費等の算定
- (g) 発注者事務経費の算定
- (h) その他関係事業費

##### ② 積算上の留意事項

以下各点に留意して積算する。

- (a) 積算の内訳として内貨、外貨及び税金の種分けを行う。
- (b) 単価の設定に関し、積算の前提条件、根拠等について、積算開始前及び積算作業中に CRH と十分に検討・協議する。
- (c) 各種工事・製品・材料単価、間接工事費の決定について、積算開始前及び積算作業中に CRH と十分に検討・協議する。
- (d) 類似案件の建設単価、建設機材を調査し、運搬費も考慮し工事費の適正化を図る。
- (e) 本邦技術活用条件（STEP）による円借款事業であることを踏まえ、間接費用等

の積算において、本邦企業の受注を想定した配慮を行う。

### 6-3 入札図書（案）作成

#### 6-3-1 全体

円借款における入札調達条件を考慮しつつ、調達パッケージごとに、以下の内容を含む入札図書（案）を作成する。なお、作成にあたっては、ベトナムの調達制度、JICAの円借款調達ガイドラインに従うとともに、JICAの標準調達書類やFIDICの基準に準拠すること。コンサルタントは、入札図書（案）をベトナム側に提示する前にJICAに提出し、その確認を得る。また、JICAの確認後にベトナム側から修正変更を求められた場合、改めてJICAに対し当該修正変更について受入可否を確認する。

- (1) 工事費積算書
- (2) 入札図書
- (3) 入札指示書
- (4) 入札様式（入札書、合意書、入札保証書、履行保証書等）
- (5) 数量計算書
- (6) 契約一般条件書案
- (7) 契約特記条件書案
- (8) 技術仕様書
- (9) 入札図面
- (10) その他

#### 6-3-2 医療機器

医療機器については、導入する医療機器、設備機器の性能・規格・メンテナンス等を規定した以下の内容を含む入札図書（案）を作成する。

- (1) 入札手順（入札指示書、入札データシート、評価・資格基準、入札書）
- (2) 供給要件（機材リスト及び搬入スケジュール、役務リスト及びスケジュール、技術仕様書、図面、検収と試運転）
- (3) 契約条件（一般・特記）・契約書
- (4) その他必要付属文書案

### 6-4 環境影響評価に係る支援

コンサルタントは、EIA報告書のレビュー、準備調査報告書の環境社会配慮事項のレビュー及びM/Dを踏まえ、以下各点の業務を行う。

- (1) 環境管理計画（Environmental Management Plan：EMP）の修正及びアップデートの支援

JICAとベトナム側は本円借款事業の環境社会配慮がEMPに基づき実施されることにM/Dで合意している。コンサルタントはGRHによる本円借款事業に係る環境社会配慮の体制整備を支援しつつ、EMPの修正及びアップデートを支援する。

- (2) 環境モニタリング計画（Environmental Monitoring Plan：EMoP）に基づいた環境モニタリングの支援

JICAとベトナム側は環境モニタリングがEMoPに基づき実施されることにM/Dで合

意している。コンサルタントは CRH による環境モニタリング実務の支援を行うとともに、EMoP の修正及びアップデートを支援する。

#### (3) 用地取得及び住民移転計画 (Resettlement Action Plan : RAP) に基づいた住民移転の実施の確認

JICA とベトナム側は、ビンチャン郡人民委員会作成の RAP に基づいた用地取得及び住民移転が実施されることを M/D で合意している。なお、M/D 合意時点では、第三者の資産評価会社により査定された市場価格を反映する形でホーチミン市が補償価格を決定すると確認している。コンサルタントは、ホーチミン市が決定した補償価格が、市場価格を反映し JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく再取得価格にあたることを確認する。コンサルタントは、事業計画の修正が発生した場合など、必要に応じて住民移転計画の修正及びアップデートを支援する。

コンサルタントは、これら用地取得・住民移転が計画通り円滑に完了するよう、また、M/D 合意時のモニタリングフォームを用いた JICA への四半期ごとの報告が確実になされるようベトナム側を支援する。

#### (4) 情報公開の支援

JICA と CRH は環境社会配慮の情報公開がベトナムの関連法規及び JICA 環境社会配慮ガイドラインに則り実施されることに M/D で合意している。コンサルタントはこれが円滑に実施されるよう CRH を支援する。

#### (5) その他

ベトナム国内法において、EIA 報告書の承認後 24 ヶ月以内に事業の実施（着工）に至らなかった場合、EIA 報告書の再作成が求められるため、必要に応じて CRH による EIA 報告書の再作成支援を行う。その際、必要に応じてベースライン調査の支援を行う。

### 6-5 工事の安全対策にかかる検討と対策案の提案

本円借款事業は、短期間に大規模な工事を実施するプロジェクトであることから、施工中の安全対策について検討し、その結果及び留意点を取りまとめる。検討にあたってはベトナム側関係機関と十分に協議すること。

### 6-6 ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) の作成、説明、協議

すべての調査結果を DF/R として取りまとめ、CRH に説明し、協議する。なお、DF/R の概略の構成は以下の項目を含むものとする。

#### (1) 主報告書

- ① 既存報告書等既存資料の検討結果
- ② 自然条件調査結果（実施する場合）
- ③ 基本設計の概要
- ④ 詳細設計及び入札図書（案）の概要
  - ・ 施工計画／事業費積算
  - ・ 事業実施計画
  - ・ 全構造物の設計図面
  - ・ 資機材の仕様及び調達計画
- ⑤ その他



- (2) 設計計算書
- (3) 数量計算書
- (4) 事業費積算書
- (5) 入札図書（案）
  - ① 工事費積算書
  - ② 入札図書
  - ③ 入札指示書
  - ④ 入札様式（入札書、合意書、入札保証書、履行保証書等）
  - ⑤ 数量計算書
  - ⑥ 契約一般条件書案
  - ⑦ 契約特記条件書案
  - ⑧ 技術仕様書
  - ⑨ 入札図面
  - ⑩ その他

#### 6-7 ファイナル・レポート（F/R）の作成

DF/Rに関するCRHのコメントを検討のうえ、必要箇所について加筆・修正し、F/Rを完成させる。

### 7. 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。インテリム・レポート及びB/Dの設計照査報告書（内容に係るCRHの合意文書を含む）を本業務の中間成果品（部分払）、ファイナル・レポート及びD/Dの設計照査報告書（内容に係るCRHの合意文書を含む）を最終成果品とする。また、英文版と越文版の提出が規定されている報告書等については、英文版を正とする。

#### 7-1 B/D段階

##### 7-1-1 業務報告書

###### (1) インセプション・レポート（IC/R）（簡易製本）

- ① 記載事項：本業務の基本方針、業務方針、調査団の実施体制、作業工程、要員計画、B/D及びD/Dの各段階の照査計画、プロジェクト総合管理、スコープ管理、スケジュール管理、コスト管理、品質管理、要員管理、コミュニケーション管理、リスク管理、調達管理等
- ② 提出時期：本業務開始後1ヶ月以内
- ③ 部数：英文20部（CRHへ10部、JICAへ10部）、越文17部（要約。CRHへ15部、JICAへ2部）、和文10部（全てJICAへ）
- ④ CD-ROM：英文10枚（CRHへ5枚、JICAへ5枚）、越文10枚（CRHへ8枚、JICAへ2枚）、和文5枚（全てJICAへ）

###### (2) プロGRESS・レポート（PR/R）（簡易製本）

- ① 記載事項：B/D段階の設計条件・方針
- ② 提出時期：B/D業務開始後6ヶ月以内
- ③ 部数：英文20部（CRHへ10部、JICAへ10部）、越文17部（要約。CRHへ15部、JICAへ2部）、和文10部（全てJICAへ）
- ④ CD-ROM：英文10枚（CRHへ5枚、JICAへ5枚）、越文10枚（CRHへ8枚、JICAへ2枚）

へ2枚)、和文5枚(全てJICAへ)

(3) インテリム・レポート(IT/R) (簡易製本)

- ① 記載事項: D/D 作成段階における事業計画全般にかかる内容
- ② 提出時期: D/D 業務開始後4ヶ月以内
- ③ 部数: 英文20部(CRHへ10部、JICAへ10部)、越文17部(要約。CRHへ15部、JICAへ2部)、和文15部(全てJICAへ)
- ④ CD-ROM: 英文10枚(CRHへ5枚、JICAへ5枚)、越文10枚(CRHへ8枚、JICAへ2枚)、和文5枚(全てJICAへ)

7-1-2 その他B/D段階の成果品

(1) 再委託調査報告書(B/D段階)

- ① 記載事項: 再委託調査の調査データを取りまとめたもの。
- ② 提出時期: 再委託調査終了後、データ整理及び報告書を取りまとめたら直ちに提出する。
- ③ 部数: 英文5部(CRHへ3部、JICAへ2部)、越文5部(CRHへ3部、JICAへ2部)和文5部(全てJICAへ)
- ④ CD-ROM: 英文5枚(CRHへ3枚、JICAへ2枚)、越文5枚(CRHへ3枚、JICAへ2枚)。なお、設計業務、工事施工に必要な基礎データであるため、汎用性の高いソフトウェアを用いた電子データにて取りまとめること。

(2) 照査報告書(B/D段階)

- ① 記載事項: B/Dの照査結果を取りまとめたもの。内容に係るCRHからの合意文書を含む。
- ② 提出時期: B/D業務終了後1か月以内。
- ③ 部数: 英文5部(CRHへ3部、JICAへ2部)、越文5部(CRHへ3部、JICAへ2部)、和文5部(全てJICAへ)

7-2 D/D段階

7-2-1 業務報告書

(1) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R) (簡易製本)

- ① 記載事項: D/D業務、入札図書(案)、詳細事業計画の策定及びその他計画・検討事項(環境社会配慮・労働安全計画等)にかかる内容
- ② 提出時期: 入札図書(案)作成業務終了後1ヶ月以内
- ③ 部数: 英文20部(CRHへ10部、JICAへ10部)、越文17部(CRHへ15部、JICAへ2部)、和文15部(全てJICAへ)
- ④ CD-ROM: 英文10枚(CRHへ5枚、JICAへ5枚)、越文10枚(CRHへ8枚、JICAへ2枚)、和文5枚(全てJICAへ)

(2) ファイナル・レポート(F/R) (製本)

- ① 記載事項: CRHのコメントを反映したレポート
- ② 提出時期: DF/RへのCRHのコメント反映後直ちに提出する。
- ③ 部数: 英文35部(CRHへ20部、JICAへ15部)、越文20部(CRHへ18部、JICAへ2部)、和文15部(全てJICAへ)

- ④ CD-ROM：英文 10 枚（CRH へ 5 枚、JICA へ 5 枚）、越文 10 枚（CRH へ 8 枚、JICA へ 2 枚）、和文 5 枚（全て JICA へ）

### 7-2-2 その他 D/D 段階の報告書

以下の報告書は、CRH に提出し、CRH のコメントが既に反映されたものを JICA と CRH に提出する。

#### (1) 再委託調査報告書（D/D 段階）

- ① 記載事項：再委託調査等の調査データを取りまとめたもの。
- ② 提出時期：調査終了後、データ整理及び報告書を取りまとめ次第提出する。
- ③ 部数：英文：22 部（CRH へ 20 部、JICA に各 2 部）
- ④ 詳細要領：将来、設計業務、工事施工に必要な基礎データであるため、汎用性の高いソフトウェアを用いた電子データにて取りまとめるものとし、CD-R 等にて提出する。

#### (2) 照査報告書（D/D 段階）

- ① 記載事項：D/D の照査結果を取りまとめたもの。内容に係る CRH からの合意文書を含む。
- ② 提出時期：契約開始から 17 ヶ月を目途とする。
- ③ 部数：英文 5 部（CRH へ 3 部、JICA へ 2 部）、越文 5 部（CRH へ 3 部、JICA へ 2 部）、和文 5 部（全て JICA へ）

#### (3) 入札図書（案）報告書

- ① 記載事項：入札図書（案）の作成にかかる内容
- ② 提出時期：作成後、まず JICA に提出し、JICA のコメントを反映した内容について CRH と協議する。CRH の協議結果を反映し、再度 JICA の確認を受けた内容をドラフト・ファイナル・レポートに含めて提出する。
- ③ 部数：英文：CRH へ 5 部、JICA へ 1 部
- ④ CD-R：英文：CRH へ 5 枚、JICA へ 1 枚
- ⑤ 詳細要領：本業務にて作成された入札図書（案）がそのまま入札で使用されることが重要であるため、JICA の合意が得られた内容を成果品とする。

### 7-3 その他 JICA への提出書類

#### (1) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

- a) 記載事項：調査業務日とその概要
- b) 提出時期：毎月
- c) 部数：2 部（JICA 人間開発部保健第二グループ、JICA ベトナム事務所）

#### (2) 設計協議議事録及び会議議事録

- a) 記載事項：CRH 等との協議の際の協議・決定事項等
- b) 提出時期：その都度電子データ等にて提出し、最終成果品提出時に CD-R に取りまとめて提出する。
- c) CD-R：英文又は和文 2 枚（JICA 人間開発部保健第二グループ、JICA ベトナム事務

所)

(3) 収集資料

- a) 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト
- b) 提出時期：業務終了時
- c) 部数：1部（JICA 人間開発部保健第二グループ）

7-4 成果品の内容

各成果品の内容は以下のとおり。その他追加・修正すべき内容等は、理由とともにプロポーザルで提案する。

7-5 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものがあれば必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

各報告書の実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には CRH 及び保健省の意見・要望等を聴取し、議事録に残す。

7-6 報告書の印刷仕様・電子化仕様

「ファイナル・レポート」及び「D/D 報告書」以外は簡易製本により作成するとし、報告書類の印刷・電子化（CD-R）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。また、英文報告書の作成にあたり、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成し、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

本業務は2015年10月開始、2017年4月完了までの19ヶ月間を目途とする。本業務では以下の工程を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルにて提案する。

なお、本邦の一般的な医療機関と同等の設計の品質を確保するため、必要に応じて国内支援や国内作業も考慮に入れた柔軟な作業計画を提案すること。B/D終了時、D/D終了時及び入札図書（案）完成時点にてCRH及び関係省庁の確認を得ること。

#### 調査スケジュール

年 月	2015				2016												2017					
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
基本設計																						
詳細設計																						
入札図書(案)作成																						
		△ IC/R						△ PR/R				△ IT/R						△ DF/R			△ F/R	

#### 2. 業務量の見積と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の見積

全体で約412MMとする。

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下の分野に係る団員（日本人）の配置を想定している。なお、上記業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加又は統合・分離が必要とされる場合は、明確な理由と共にプロポーザルで提案する。なお、以下の格付け目安を超える提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。特に、本件は業務量及び配置団員も多く複雑なタスクを効率的に実施し、また、成果品の高度な品質管理が求められることから、総括にはプロジェクト管理に優れた専門家を配置する。

1) 総括/プロジェクト管理/病院建築計画(1号)	2) 病院建築設計(2号)
3) 病院運営(2号目途)	4) 土木設計
5)~9) 建築設計	10)~12) 構造設計 (10)は3号)
13)~15) 電気設計	16)~18) 機械設備
19) 20) インテリア・デザイン	21)~22) グラフィック・デザイン
23)~27) 積算	28) 29) 入札図書
30) 環境社会配慮	31) 32) 医療機器
33) 34) 病院情報通信技術 (34)は3号)	35) 物品管理システム
36) 調達計画	

##### (3) ローカルリソースの活用

本業務ではローカルリソースでの対応が有効である業務については、ローカルリソ

ースの活用を想定している。業務量の目途及び担当分野は以下を想定するが、ローカルリソースの活用方針、内容、人員構成、業務量等について、プロポーザルにて提案すること。

1) 業務量の目途：約 151MM

2) 担当分野：

1) 土木設計	2)~6) 建築設計
7) 構造設計	8) 電気設計
9) 機械設備	10) 11) 積算
12) 入札図書	13) 14) 医療機器
15) 病院情報通信技術	16) 物品管理システム
17) 18) 業務調整	

(4) その他

必要に応じ、英語-ベトナム語の通訳を現地にて備上する。

### 3. 資機材の調達

本業務に必要なと思われる機材は、プロポーザルにて明確な理由と共に提案の上、コンサルタントが調達する。これらの機材は、可能な限り現地調達とし、購入方法、手順等は機構の定める機材調達ガイドラインに従う。

### 4. 現地再委託調査

コンサルタントは、既存の準備調査報告書、及び本指示書とともに配布される自然条件調査の結果を踏まえ、本業務にて追加調査が必要と判断する場合は、理由と共にプロポーザルでその具体的内容を提案する。

当該自然条件調査を行う際、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO がいる場合、再委託して実施出来る。委託先の業務遂行に関しては現地において適切な監督・指示を行う。プロポーザルでは現地再委託対象業務の項目を明記し、当該業務の実施方法と契約手続き、価格競争に参加を想定している現地会社の候補名及び現地再委託業務の監督・成果品の検査方法などより具体的な提案を可能な範囲で行う。また、国内委託業務は、業務の特殊性、効率性、経済性を明確にプロポーザルで必要性及び妥当性を示したうえで提案する。なお、実施段階では、準備調査報告書により各種調査が行われた情報・データを整理し、各調査の既存データの状況把握を行った上で実施する。自然条件調査に係る費用は、別見積とする。

なお、実施した現地調査結果は、コントラクターにとって必要データとして入札図書（案）に含めることを想定している。このためコンサルタントは、調査の前提条件を明確に設定した上で調査結果を取りまとめ、入札図書（案）報告書の CD-R に保存して JICA に提出する。

### 5. 配布/貸与資料及び閲覧資料

(1) チョーライ第二病院整備事業に係る積算調査 要約及び資料編

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000020858>

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000020859>

(2) Supplemental Cost Estimate Survey on Cho Ray Second Hospital Development Project Summary and Appendix

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000020862>

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000020863>

(3) 自然条件調査資料

## 6. その他特記すべき事項

### (1) 複数年度契約について

本業務は、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出は年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

### (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

